

情報通信審議会 2020-ICT基盤政策特別部会
基本政策委員会（第1回） 議事録

1 日 時

平成26年3月11日(火) 午後4時58分～6時35分

2 場 所

第一特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（主査）、相田 仁（主査代理）、大谷 和子、酒井 善則、
菅谷 実、砂田 薫、関口 博正、辻 正次、東海 幹夫、長田 三紀、
新美 育文、平野 祐子、舟田 正之、三友 仁志 （以上14名）

(2) 総務省

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、
菊池 昌克（総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、
竹村 晃一（料金サービス課長）、河内 達哉（データ通信課長）、
杉野 勲（電気通信技術システム課長）、
吉田 悦教（高度通信網振興課長）、玉田 康人（消費者行政課長）、
竹内 芳明（電波政策課長）、柴崎 哲也（事業政策課企画官）、
柴山 佳徳（事業政策課調査官）、片桐 義博（料金サービス課企画官）、
松井 正幸（電気通信利用者情報政策室長）

4 議 題

(1) 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの
情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」について

【平成26年2月3日付 諮問第21号】

(2) その他

開 会

○山内主査 本日は皆さんお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会基本委員会第1回を開催いたします。

本委員会の主査につきましては、先日の第1回の特別委員会において、私、山内が指名をされました。私が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本委員会につきましては、2020年代を見据えまして、時代に即した制度の在り方を具体的に検討する大変重要な場と考えております。私自身、この重責を果たすべく努力してまいりますので、委員の皆様におかれましては、審議へのご協力、積極的なご参加をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず本委員会の開催に当たりまして、吉良総合通信基盤局長からご挨拶をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉良総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の吉良でございます。本日はご多忙の中、情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会基本政策委員会にご参集いただきまして、また、日頃より情報通信分野にご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

本基本政策委員会は、2月3日に情報通信審議会に諮問しました「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」につきまして、2020-ICT基盤政策特別部会の議論を踏まえて、競争政策等の制度的な事項を中心にご議論をいただくために設置されたものでございます。

基本政策委員会では、関係事業者、団体等へのヒアリングも実施予定でございます。委員の皆様方におかれましては、ヒアリングも踏まえて、専門的知見から個別具体的な論点について、ご議論を深めていただければ幸いです。検討課題はどれも重要なものでございます。充実したご審議と、情報通信行政への一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山内主査 どうもありがとうございました。

○石谷事業政策課課長補佐 会議冒頭のカメラ撮りは終了いたしますので、よろしくお願いいたします。

○山内主査 さて、本委員会の設置につきましては、2月26日に開催されました情報

通信審議会２０２０－ＩＣＴ基盤政策特別部会第１回におきまして、お手元の資料１－１を御覧いただきたいのですが、設置規程のとおり決定をされました。

あわせて、資料１－２を御覧いただきますと、本委員会の委員の名簿となっております。こういう委員として構成することが決定されました。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。議事の公開の取扱いにつきましては、情報通信審議会議事規則により原則公開となっておりますので、当委員会におきましても、これに準じてまいりたいと思います。

また、２０２０－ＩＣＴ基盤政策特別部会への報告につきましては、この後に主査代理を指名させていただきますが、主査または主査代理が行うとさせていただきますと思います。

以上につきまして、ご了承いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。まずは、委員会設置規程第２項第４号に基づきまして、本委員会の主査代理を私の方から指名させていただきますと存じます。

主査代理といたしまして、東京大学大学院工学系研究科教授でいらっしゃいます相田委員をお願いしたいと存じます。相田委員、よろしく願いいたします。主査代理席にお移りいただければと思います。

(相田委員、主査代理席に移動)

○山内主査　それでは、相田委員に主査代理を務めていただきますが、一言ご挨拶を願えればと思います。

○相田主査代理　ただいまご指名いただきました、東京大学の相田でございます。山内委員を助けて円滑に議事が進むように努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山内主査　よろしく願いいたします。

議　題

(１)「２０２０年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－」について

【平成２６年２月３日付 諮問第２１号】

○山内主査　それでは、続きまして議題に入りたいと思います。

本委員会で審議することとなる「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について、これは2月3日に情報通信審議会に諮問されまして、先ほども申しました2月26日に2020-ICT基盤政策特別部会の第1回が開催されたところでございます。

本日の委員会は、第1回目の会合でございますので、諮問の内容、あるいは背景、今回の諮問の全体像につきまして事務局からご説明いただきまして、その後に自由討論を行ってまいりたいと思います。

それでは、事務局からまずは資料のご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○柴山事業政策課調査官　それでは、お手元の資料1-3、1-4、それから1-5をご用意いただきたいと思っております。

まず、資料1-3でございますが、当審議会に諮問いたしました諮問書となります。「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」を諮問するものでございます。

続きまして、横長の資料1-4を御覧ください。こちらが諮問の詳細となります。まず、1ページでございますけれども、いわゆる成長戦略、日本再興戦略におきまして、「世界最高水準のIT社会の実現」が掲げられております。その実現のために必要な制度見直しの方向性につきまして、本年中に結論を得るとされてございます。以上を踏まえまして、2020年に向けた情報通信政策の在り方について諮問するものでございます。

2番、答申を希望する事項としまして4つございます。(1)2020年代に向けた情報通信の展望、それから、産業競争力強化のための電気通信事業の在り方、利用機会の確保、安心・安全の確保のための電気通信事業の在り方、その他必要と考えられる事項ということでございます。

答申を希望する時期としましては、本年11月を目途としてございます。

2ページ目は、ご参考までに日本再興戦略等を記載してございます。

続きまして、3ページ目でございます。我が国を取り巻くマクロの現状でございます。GDPは中国に抜かれまして、2030年にはインドに抜かれ世界第4位になる。あるいは、少子高齢化が進展している、特に生産年齢人口が2030年には16.4%の減

少となるということをごさいます、生産性の向上や付加価値の向上が喫緊の課題となつてごさいます。3番目にグローバル化の進展ということ、人、物、金ともにグローバル化が大きく進展している、グローバル化への対応が必要ごさいます。あるいは、3年前の今日の大震災も記憶に新しいところごさいます、さらに南海、首都等々で大きな地震の予測がなされているということ、国土の強靱化の視点も重要であるということごさいます。

続きまして、4ページ目ごさいます。そういった中でのICTの現状ごさいます。携帯電話は2台持ちと言われてはいますが、1人1台以上普及している、あるいは、インターネット等はもう約8割の世帯で普及していると、本当に国民生活に必要なものとなつてごさいます。2番のICT産業の市場規模では、我が国全体のマーケットの中でも産業中最大のマーケットとなつているということごさいます。さらに、4番ごさいますように、ビッグデータ、クラウド、M2M等々でさらに伸び率が見込める分野ということ、経済を牽引する分野だということごさいます。

続きまして、5ページ目ごさいます。ICT基盤の現状を示してごさいます。モバイル、固定ともに世界最高レベルの水準にあるということごさいます、特にモバイル、第3世代の比率が世界に先駆けて100%となつた。第3.9世代、LTEにおきましては、米国に次ぐ第2位の契約数を誇っていると。光ファイバにおきましては、単位速度当たりの料金がOECD諸国の中で最も安いということごさいます。3番ごさいますけれども、利用可能世帯、ブロードバンド100%となつてごさいます、基盤整備が進んでいるということごさいます。

そういった中で、他方ということになると思いますが、6ページ目ごさいます。2番の電気通信事業者の再編・集約等々ごさいます、3グループへの寡占が進んでいること、それから、3番のICTの利用機会の増大ということ、災害時におけるICTの重要性が再認識された、あるいはインターネット選挙が2013年に解禁された、あるいはマイナンバー、社会保障・税番号制度については2016年からスタートする、マイ・ポータル、家にいながらにして年金の記録が見られることは2017年からスタートするということ、公的なサービスの中でICTが必要不可欠になっているサービスがどんどん増えてきているということごさいます。

4番目の消費支出に占める通信費の割合ということ、デフレの中で消費支出の総額が右肩下がりとなつている中で、通信費は右肩上がりとなつているということ、家計

への負担が大きくなっていることがわかるかと思えます。5番の苦情・相談件数におきましては、例えば、自宅で受信できないとか通信速度がわかりづらいとか、2年契約の自動更新を知らず、解約料を取られた等々で苦情件数がどんどん増えてきている状況にございます。

以上を踏まえまして、7ページ目、8ページ目で今回ご審議いただきたいものの提案事項をまとめてございます。まず、7ページ目でございます。2020年代を見据えた情報通信の展望ということで、(1)日本経済を新たな成長軌道に乗せるためのICTの役割は何か、利活用、技術、新サービス・産業等の動向はどのようなものか、2020年代にふさわしいICT基盤の姿はどのようなものか、あるいは、事業者が果たすべき役割は何かということでございます。

2番の産業の競争力強化に向けまして、例えば(1)現在の競争状況をどう捉えるか、サービスや事業主体の多様性をどう捉えるか、料金水準についてどう捉えるか、(2)産業の競争力を図るためにオープンなICT基盤におきまして、何が必要と考えられるか、あるいは、(3)ICT基盤を担う事業者の在り方について、どのように考えるかということでございます。

続きまして、8ページ目でございます。利用機会の確保、あるいは安心・安全確保のためということでございますが、(1)全ての国民にあまねく提供されるべきICTサービス、ユニバーサルサービスの在り方について、どのように考えるか。より安心・安全にICTを利用できる環境を確保するために何が必要と考えられるか。(3)観光客やビジネスマン等にとって、ICTを利用しやすい環境を実現するために何が必要と考えられるかというテーマをご審議いただきたいと思っております。

なお、参考までに、資料1-5を御覧いただきたいと思えます。2月3日に総会、あるいは、2月26日に特別部会が開催されました。そこでご意見をいただきましたものを取りまとめてございます。

まず1ページ目でございます。ICT基盤の在り方ということでございますが、2020年代には通信環境にストレスのない環境をつくるべきだと、②通信インフラの強靱化が非常に大事、③使いやすさと通信の確実性が重要である、④Wi-Fiを使ってスマートフォンのデータの一部を固定通信に流すことも重要となるのではないかなど、ご意見をいただきました。

それから、2ページ目のICT利活用につきましては、具体的な未来像を国民に示す

べきではないか、あるいは、③に書かれているように、M2M等を使いまして、エネルギーの効率化を図ることが重要ではないか、あるいは医療や教育への利活用も重要であるということでございます。

それから、(3)のICTの国際展開につきましては、世界への展開等も視野に入れまして、日本の存在感を示すようなネットワークを実現すべきではないか、④国内の政策の議論ではありますが、事業者はグローバルに展開しているということは、グローバルな視点を念頭に入れて議論すべきではないかというご意見をいただきました。

続きまして、4ページ目でございます。事業者間の競争の在り方ということで、例えば、①、②でございますが、再編・集約が進む、あるいは、シェアが拮抗している中で公平な競争とはどのようにあるべきか議論すべきではないかということ、④ユーザーの囲い込み競争ばかりが激しく、サービスの向上という点で競争しているのか疑問である、あるいは、⑤、⑥でございますが、MVNOとMNOは補完関係にあるという一方で、MVNOという存在そのものを知らなかったというご意見もいただきました。

続きまして、5ページ目でございます。料金・サービスの在り方ということで、①選択肢を多くすることが必要ではないか、付加価値の高いものは価格も高いといった産業政策を考えるべきではないか、通信料金を安くしてほしいけども、信頼性が薄れるのは困る、あるいは、④長期ユーザーが実質的に損をしている状態にあり、これは非常におかしいのではないかとといったご意見もいただきました。

6ページ目、利用機会の確保でございますけれども、東京でも地方でも、どこにいてもビジネスができる環境を整備すべきではないか、②③④⑤共通してございますけれども、高齢者にも優しいICT機器、あるいは、使いやすい環境整備が重要ではないかといったもの、(2)の安心・安全確保では、②安全性・セキュリティの担保が必要である、あるいは、安心は主観的なもの、安全は計算できるものということで、安心と安全という概念をひとくくりにするのはおかしいというご意見もいただきました。

最後のページになります。7ページ目でございます。リテラシーの向上の観点で、例えば③、スマートフォンの料金がどういう構成になっているか全然わからない、消費者への説明をきちんとすべき、あるいは、災害時にICTをどう使えるか、消費者のリテラシーをどう高めるかといったことも議論すべきではないかというご意見もいただきました。

ご説明は以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

というわけで、資料1－4にありましたように、この委員会の基になっている特別委員会にあります、2020年代に向けた情報通信政策の在り方で、かなり広い範囲で議論していくということでもあります。

それで、今日は第1回目ということでございますので、委員の皆様には正式にお集まりいただいたのは初めてということでもあります。そこで、今、ご説明いただきました内容を踏まえまして、委員の皆様から自己紹介も兼ねてですけれども、特に資料1－4に検討事項というのがございます。この辺についてご発言をいただいて、一通りお願いしたいと思います。順番ですけれども、どうでもいいのですが、一応アイウエオ順ということで、大体覚悟されていると思うので、大谷委員から、アイウエオ順に並んでおります座席順にお願いしたいと思います。皆さん、おっしゃりたいことがたくさんあるかと思えますけれども、この委員会は人数も多いですので、大体5分程度でご発言をお願いしたいと思います。

それでは、大谷委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大谷委員　　大谷でございます。アイウエオ順といいましても、多数のイとかエの委員もいらっしゃるの油断をしておりましたけれども、せっかくご発言の機会を頂戴いたしましたので、検討事項案というよりは諮問書に大きなポイントとして、1つは国民生活の向上に資するものはどういったものかということと、それから、競争政策という2点が挙げられているということもあまして、それについて今後検討していく上での方向性といったものについて意見を述べさせていただきたいと思ひます。

1つは、競争政策ということなのですが、これから競争単位といったものを見据えていくときに、プレイヤーにどういった機能を求めていくかといったことについての、この委員会でのコンセンサスが大事なのではないかと思っております。MVNOのご説明などもいただきましたけれども、他人の回線設備を利用してサービスを提供するMVNOといったもの、モバイル通信サービスの提供という機能のみを競争単位に求めていくのであれば、それも1つの市場を構成するプレイヤーの1人ということになるかと思ひますが、情報通信のインフラを支えている事業者にどこまでの機能を求めるか、例えば、MNOのように設備投資を実施しているもの、そういったものを構成要素としての見方にするのかといったことについて、十分に検討が必要ではないかと思っております。

その観点ということなのですが、やはりこれから先々、人口減少時代に入っていくに

当たって、寡占状態で、事業者でユーザーの奪い合いに血道を上げることがあまり健全だとは思われないと思っております。特に今日、3・11の日なのですが、災害に対して復元力の高い情報通信環境の整備に利用されていく、つまり我々が支払った通信料がそこに還元されていく確かな手応えというものが必要ではないかと思っております、私の今の考え方としては、無線局の開局・維持ができる事業体を1つの競争単位として市場の在り方を考えていく発想が必要なのではないかと思っております。

そして、もう一つ、ユニバーサルサービスについての検討事項というのも出ておりました。人が住んでいる地域というのは、非常に移り変わっていきますし、私自身も毎週末介護のため限界集落に通うような、そんな日々を送っているのですが、やはりそういった高齢者であっても後見人のサポート、あるいは、家族のサポートを得ながら、例えば、マイ・ポータルの利用ができるという環境は必要だと思っております。

ただ、アメリカで、例えばコネクトアメリカファンドといったものが、ある意味、かなり意欲的に携帯電話のローラル地域での発展、あるいは、ブロードバンド環境の格差是正のために、かなり思い切った施策として打ち出されたわけなのですが、それが財政に与えた負荷などを考えますと、そういった轍を踏まないシミュレーションが事前に必要なのではないかと思っております。

また、今後を見据えていくと、M2Mのように人が通信の当事者にならないような通信の比率というのが非常に高くなってくると思いますので、それをどのように整えていくかということについては、ぜひ検討が必要だと思っております。

雑駁ですが、以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、酒井委員にお願いいたします。

○酒井委員　　酒井でございますが、私自身、現職としては放送大学と書いてあるのですが、もともとは2年前まで東京工業大学におりまして、情報通信分野の技術者ですので、どちらかという技術者の立場で発言させていただきたいと思っております。

ここの課題は、非常に広くてかなり難しいものが多いのですが、主な観点でいきますと、まず利用者の利便を向上させることが重要であると。

それから、次に産業を成長させたいという意味では、産業としては、インフラそのものとインフラを使う産業、ここでは、例えば通信を使うと書いてありますが、2つありますということで3つ、要するに、利用者とインフラを使う産業とインフラの産業の3

つをうまくバランスをとりながら考えていかなきゃいけないだろうと。利用者のバランスをとると、失礼な言い方にはなるのですが、利用者のところで問題になってきますのは公平性という話で、例えば、当然公平にはなっているのですけれども、今の場合、例えば、データ系ですと、おそらくうんと使う人の方が多分有利で、あまり使わない人は、そのわりには、例えば、設備というのは比較的情報がピークで合わせますので、特に定額制料金になった場合には、あまり使わない方が、もしかすると割高になっているかもしれないといったところの公平性も重要だと思います。

それから、ユニバーサルサービスは確かに大事なのですが、いずれにしましても、ユニバーサルサービスというのはお金がかかりまして、お金は利用者で全部割り勘するよなものであると思っております。もちろんユニバーサルサービスということで、今、1番号いくらとなっておりますけれども、これはユニバの地域の方も、そうじゃない方もみんなで払いますので、結局割り勘のような形になるだろうと。

そうすると、どこまでがほんとにやらなきゃいけないのか。私、個人的には、ある地域で有線、無線、要するにどれかはなるべく使えるようにしたい、とはいっても、ほとんど人がいないところに投資をして、そのお金を全部ほかの利用者がみんな負担するのも健全じゃないだろうと、そのあたりをどう公平にきちんと分けるかといった意味で、一種の利用者に関しては公平性が要るだろうと。それから、産業の場合に、通信インフラを使う産業と、通信インフラ自身の産業、私の場合には、電子情報通信分野ですので、インフラ自身をつくる方に近いのですけれども、結構バランスも大事になってくると。

今、日本は携帯端末にしても、何にしても大分シェアが小さくなりまして、電子情報通信産業は相当弱くなっておりますので、そういう意味では、電子情報通信産業も育つように、きちんこの政策を考えていきたいと同時に、やはり産業ばかりもうけていいわけじゃなくて、それを使った産業が育たなきゃいけないと。こここのところの政策をどうするかによって、微妙にどちらが有利になる、不利になることもございますので、なるべく今後の2020年の日本にとっていい方向に行くような、しかもバランスをとりながら、うまく考えていく必要があるだろうと。この辺がやり方の難しいところなのかと思っております。

あとは各論で、それぞれの場で議論させていただきたいと思っております。簡単ですが以上でございます。

○山内主査　　ありがとうございました。それでは、続きまして、菅谷委員にお願いいた

します。

○菅谷委員　菅谷でございます。思い起こしてみますと、1985年、競争政策が導入されて、来年、2015年で30年ということで、情報通信分野における競争政策というのも、本当に完全に定着してきたかなと思いますけれども、その中で、やはりネットワーク構造というのは、どんどん変わってきまして、昔は情報通信の分野ではあまりコンテンツは議論されませんでしたし、プラットフォームといっても何かよくわからないと。ですから、ネットワークと端末ということだけで議論していたわけですが、それが90年代ぐらいからレイヤー別の規制ということで議論されるようになって、では、今後どういうものが大きな課題になっていくだろうかと考えました。2020年に向けた情報通信政策の在り方ということですが、1つは通信、放送の融合というものが、ますます本格化してくることは確かかと思えます。

その中で通信、放送、両方のサービスに限らず、コンテンツを提供する事業者が出てきて、プラットフォーム経由で通信系端末にも放送系端末にもサービスを提供するというものが出てくる。ただ、その中でネットワーク事業者の数が、これから増えていくのかというと、そこはいろいろな物理的な制約があって、そんなに増えてこないのではないかと。その中で競争というものを促進させるためにということであると、やはり今日のご説明にもありましたMVNOのような存在というものが非常に大きい。このMVNOをいかに活性化していくかというのは、今後の1つの課題ではないのかと思いました。

それから、2番目に、この中でもグローバル化という議論がされているわけですが、グローバル化ということ考えたときに、例えば、日本の通信事業者が海外へ出てくることと同時に、海外から日本にも多くの事業者がやってきたり、人が観光で訪問したりする。そのときに日本の情報通信基盤がいかにグローバルスタンダードに近いのか、グローバルスタンダードであるかということも非常に重要な課題なのかと思っています。

そういう意味からすると、例えば、SIMロックの話も出てきているようですが、SIMロック解除の問題とか、あと、日本は比較的諸外国に比べてプリペイドフォンの普及が低いということですが、それについても、もうちょっと考えてもいいのではないかとことです。

それから、3番目に、今日いろいろ事務局の方から個別的な問題についてご紹介いただいたのですが、それはどこからそういう問題が出てきているのかというのを産業構造的に考えると、やはり垂直的な統合がそういうビジネス慣行を推進させているの

ではないかということ非常に強く感じています。ですので、垂直統合型のビジネスモデルを、これからどのように見直していくのかということも1つの課題であるのかなと考えております。

それから、最後ですけれども、私自身はユニバーサルサービスについても、個人的に興味を持っておりまして、かなり長い間、そのことについても議論してきましたけれども、やはりこれからは1つの事業者ではなくて、地域によってはローカルな事業者もユニバをサービスの提供事業者として存在していけるという形の新しいデザインが、ユニバーサルサービスの世界でも必要ではないのかと思っております。

以上です。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、次は砂田委員にお願いいたします。

○砂田委員 国際大学グローバル・コミュニケーション・センターで研究員をしております砂田薫と申します。主に私の研究テーマが北欧や韓国でのICTの利活用の点にありますので、本日は、先ほどの検討事項案の中にあります2020年代に向けたICTの利活用、技術、新サービス・産業等の動向はどのようなものかという視点から意見を述べさせていただきます。

ICTの通信インフラと、その上で展開されるサービスというか、利活用というのは、まさに相互に関連した車の両輪のようなものだと考えております。それで、日本は非常にすばらしいブロードバンドのインフラができてきたわけなのですが、実は、非常に個人的な話になりますけれども、私は6年前から、e-Taxを使って確定申告をしております。ちょうど3年に一遍、電子証明書というのを更新しなくてはいけなくて、今年が2回目の更新をいたしました。更新をするためには、住んでいるところの、私は新宿区なのですが、区役所の窓口に行きまして、証明書の更新をしてまいりました。ついこの間の日曜日に新しい電子証明の手続も終わりましたので、e-Taxで申請の作業をしました。

今年は、実は昨年パソコンを新しいウィンドウズ8に更新したということもあり、また、電子証明も新しくなったので、やや作業が大変じゃないかなと覚悟してやったんですけれども、午前中の作業だけでは終わらずに、すごくエラーメッセージがいっぱい出てしまって、4時間ぐらいかかりました。うちは高齢の家族がいるものですから、医療費控除というのを毎年やらせていただいております、それも少ないときは入力する気

になるんですけれども、あまりに細かい領収書がいっぱいあるときは、今年は疾患別になっていったと思うんですが、それを入力する手間があまりに大変なので、まとめて領収書を、今度は税務署へ郵送するという作業もしました。よくよく考えてみますと、せっかくのe-Taxなのに、区役所の窓口に出向き、税務署に郵便を送りという作業をし、しかも、更新料と交通費と郵便費を合わせると1,000円以上かかり、三、四時間の時間がかかりということに相なったわけです。

それで、6年前の最初にやったときはどうだったかというと、すごく恥ずかしながら、1日では終わらなくて、土曜日1日ではとてもわからなくて、できなくて、日曜日までかかったということがあります。ただ、1回やってしまうと、おそらく来年はすごく楽だろうと思ってしまして、手元のパソコンも環境設定が終わりましたし、来年は電子証明の更新も要らないので楽にできると思うんですが、6年やっても、非常に時間がかかってしまうと。私のコンピュータースキルのなさもすごくあると思うんですが、職場の非常にコンピュータースキルの高い同僚も、パソコンで作成はするけれども、税務署まで持っていくということをしてまして、なかなかICTを使うという観点から言ったときに、まだまだなのかなと考えております。

北欧でいろいろ調査をしておりますと、ほとんど作成された申告書が画面に出て、オーケーボタンを押せばいいぐらいの感じですので、数分で作業が終わるということでした。そうしますと、かなり北欧諸国というのは、ICTの利用先進国と言われてはいますが、確定申告の手続1つとっても、今の日本とは違いがあるなという感じがしております。この利活用のところというのを、より利用者にとって、ユーザーにとって便利な方向へと考えていくことが、今後の日本の課題として大変重要なのではないかと思っています。

北欧や、韓国もそうなのですが、わりに初等教育のときからちゃんとICTの活用というのが進んでいるのと、それを使うことが非常にメリットが大きいということが、国民的なコンセンサスになっていると思うんですが、日本ではなかなかネットへの不安感とか、いろいろあると思うんですけれども、それを使うことのメリットの大きさということのコンセンサスを得るような努力も必要だろうと思っております。

また、ユーザーを中心に、利用のノウハウを蓄積すること自体がICT産業の強化にもつながると考えておまして、北欧ではユーザー・ドリブン・イノベーションとか、そういう言葉もありますけれども、せっかくつくっても、利用のノウハウ、スキルがた

まっていかないと、そこは競争力に影響を与えるんだろうと考えております。よくアトムからビットへ行くに従って、日本の産業競争力にちょっと疑問符がついたということ言われますけれども、今は、逆にビットとアトムが融合してくるような時代にもなったと思いますので、これをチャンスに、よりユーザー寄りな使い方をすることが、日本のICT産業競争力にもいい影響を与えるのではないかと考えております。以上です。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。非常にわかりやすい事例をいただきました。最近、スマホをやっていると何が面倒ですかと聞いてくるんですね。あれは非常にいい態度だと思うんですね。何が面倒かというを入れるのが面倒なのですから。

関口委員、どうぞお願いします。

○関口委員 神奈川大学の関口でございます。よろしくお願ひいたします。身近な例のご紹介が多かったので、最近、たまに電車に乗ると、皆さん、スマホにイヤホンを指して音楽を聞いてらっしゃる。菅谷先生がおっしゃった競争政策をつくったころは、電車の中でイヤホンをしている人はたまにしかいなかったけど、ウォークマンを聞いていたので。あの時代のウォークマンは今、ほとんど存在しないで、みんながモバイルコンピューティングでユーチューブを聞いているという、時代がやっぱり相当変わってきて、今は競争政策を通じて、いかにこのモバイルコンピューティングを快適に、しかも、リーズナブルな料金で支えていくかということところに、対象が少しずつ変わってきているだろう。少なくとも30年前には黒電話の音声をいかに安くするかということに注力してきたわけで、その時代は当然のことながら、メタル回線をいかに上手にコントロールしていくかということところにあったんですが、少しずつ規制対象とするものが、実は、内容に変容をしてきているということ強く感じる次第でありまして、今後、さらにこの産業を育成していくという中でいうと、やっぱり時代に即した規制の体系で、常にブラッシュアップしていく必要があるなと感じております。

その意味では、音声主体の規制からデータ中心の規制にと変わらざるを得ないなと思っておりますし、もう一つの大きな対象としては、この資料にもありましたように、電気通信事業者そのものが再編集約が非常に進んでいて、特に、ネットワーク事業者については、3社に事実上、落ちついてしまっているという状況があるわけですね。今までの規制というのは、このうちの個別事業会社、一つ一つの事業会社を中心にして規制を考えてまいりました。これはシェアにしても売り上げにしても、みんな個別事業の会社を

対象にしているんですが、実は、新聞報道を見ていると、既に連結ベース、グループベースでのデータと混在状態にあって、時々グループ、時々個別会社ですから、規制としてのこの3社の順位と、それからグループとしての実態の順位が2位、3位が入れかわっていることもあるんですね。したがって、事業形態がグループ一体経営ということが当然になってくる、あるいはM&Aが当たり前になってきていて、欲しい会社は丸ごと会社ごと、たとえ電波が割り当てでも、電波を持っている会社ごと買ってしまうという時代になってきたときに、一つ一つの会社だけを見ているのでは、やはりちょっと規制に十分ではないところが出てきているというのがありますので、音声からデータへのシフトということと同じように、規制対象としてのネットワーク事業者を見る視点も、ここでグループ全体を見るという連結的な発想に少しずつ進むような議論をぜひやっていただけたら、さらにこのICT基盤を支える産業育成のためにプラスになる規制ができるのではないかと、こんなふうに感じております。以上です。

○山内主査　　ありがとうございました。次は、順番では私ですが、私は主査だから、相田先生、お願いします。

○相田主査代理　　半分過ぎたところで、私が言おうかなと思ってメモしたことは、あらかじめもう既に出ておまして、というか、一番最初に大谷委員がお話いただいたところで私が思っていたことが半分くらいです。これはしまった、ここの席に移動せずに向こうに残っていればよかったかなと。

それは冗談として、先ほど諮問書にも出てきました、いわゆる光の道構想のときの議論に私も参加させていただいたわけですが、そのころから、もう既に大分、情報通信の状況は変わっているなということで、あのときにはやはり、超高速ブロードバンドということがあったわけですが、そちらも十分普及が進んでしまって、先ほどもありましたように、もうかなりパイの取り合いになっている。その間、スマートフォンをはじめモバイル系が非常に伸びて、トラフィックも非常に増えて、それをどうオフロードするかというのが問題になっている一方で、競争の状況を見ると、そろそろ人が相手の商売というのは、先ほどありました1人2台というペースになってきて、こちらも取り合いの状況をやや示してきているかなというところで、この先、M2Mというものはどうするかとか、さっきのSIMロック解除の話とかいうところもあるかと思うのですが、もう一つ、この3年間で、やっぱり大きな視点の差というのは、3年前に起こった東日本大震災というときに、先ほど、資料でも盛んに出てきましたけれども、

そういう災害時等々にこの情報通信をどう維持するのか、あるいはどう役立てるかというところで、例えばということと言えますと、3年前の議論以降、NTTさんが、コア網についてはIP化の推進というので、かなりスケジュールもあれているわけですが、アクセス系をどうするかという議論がその後、あまり進んでいないということで、規定路線どおりというのでしょうか、光化して、しかし、災害時に使えるように、ちゃんと公衆電話等にはしっかりバッテリーを備えるのか、それとも今、普通に、現状で行われている特設公衆電話をはじめとするような、メタル回線というのをしっかり維持して、局給電で動かすのかというところが、日本としてどうやっていくのか、NTTさんとしてという立場もありますけど、そこら辺がまだはっきりしていないということがございます。

それから、主力はそういうモバイル系ということになっているわけですが、昨今、津波のときに車で避難するのか、させないのかということも話題になっていますけれども、やっぱりそういうときにモバイルフォン等々でしっかりとどうしたらいいのかというのを誘導すると。それから、もちろんモバイルフォンだけの話ではなくて、東日本大震災のときには、結局はやっぱり、普通のラジオが一番頼りになったということもあるわけで、そういうほかのメディア、それからエリアブロードキャストというのでしょうか、緊急地震速報の類いというようなものも、もちろん非常に役立つ可能性があるわけですが、それがしっかり災害時も使えるようにし、それをどう活用していくかということが大きな問題になってくるかと思えます。

あと、例の2020年オリンピックという観点からいいますと、そういうときに外国人というようなもの、必ずしも日本語だけで案内すればいいということだけではなく、特にオリンピックの時点というものを考えると、ほんとに自分の国の言葉しかわからないような外国人というのかなり多数、日本国内にいることも想定されるわけでもって、そういう人たちに対して、どういうふうに適切に情報を伝えていくのか、これは単なる旅行案内、ホテル案内等々から始まって、そういう災害時の避難誘導等というあたりまでどうやっていくのか真剣に考えていかなきゃいけないというあたりが、やはり3年前と大きく変わった点かなと思いますので、そこら辺を注目していきたいなと思っております。以上でございます。

○山内主査　　ありがとうございました。それでは続きまして、辻委員にお願いしたいと思えます。

○辻委員 ありがとうございます。今回いただきました諮問の内容につきまして、私のスタンスは2つあり、これは既に説明されましたように、やはり新しい活力のある産業、あるいはサービスを生む基盤になるような電気通信の在り方は何かということと、もう一つはグローバリゼーションです。グローバル化の中で、日本の通信産業を考えていくべきだと思います。

もう少し詳しく言いますと、まず、ITの使い方では、私自身現在は第3次IT革命が始まっていると思います。第1次革命は、例の1990年の初めで、これは日本は見事に負けて、先進国に後れをとりました。第2次IT革命、これはブロードバンドです。2000年以降のブロードバンド化では、日本は世界の先頭を切って光ファイバ、あるいは3Gモバイルのインフラを構築し、日本が先頭を切って第2次では勝ちました。現在は第3次IT革命で、新しい動きが出てきています。今、シリコンバレーではITブームで、特に電気自動車、オートナビゲーション、M2M、IOTが非常に大きな力を持ってきています。ところが、これと比較しますと、今の日本の電気通信は、どちらかというと、ゼロサムゲームになっていて、競争が新しいものを生み出すという形に行かずに、パイの奪い合いに向かっているということが非常に残念です。今後のここでの議論の中では、そういうことではなくて、やはり新しい産業、新しいサービス、新しいビジネス、こういうものを生むような考え方で行くべきだと思います。

次に、2番目のグローバリゼーションというのは、政策等々が、日本だけで考えるのではなく、グローバルで考えないといけなくなります。先ほど、第2次革命で、日本のブロードバンドが勝ったというのも、私の研究からは日本特有の制度があったからです。今後は、日本の様々なベンダーさん、キャリアさんが、グローバルで活躍できる、あるいは日本からグローバルで競争できるOTTといったプレーヤーが生まれるには、どういう仕組み、あるいはどういう制度を構築していくかというのがもう一つの点です。

それからユニバーサルサービスです。これは私も若干長くかかわらせてもらいましたので、具体的に言いますと、モバイルあるいはブロードバンドをユニバの中に入れるべきです。これは世界で最初になりますので、できるだけモバイルとブロードバンドをユニバーサルサービスの中に入れ、日本全国でサービスが提供できるようにしたいと思っております。ただ、ユニバーサルサービスという概念を使いますと、皆さん方はとんでもないお金がかかるというイメージになりますから、概念や名前を変える必要があります。これまで、モバイルやブロードバンドは競争によりここまで普及しました。モバイ

ルですと、あと4万人から6万人ぐらいの人が使えない地域に住んでおられる。ブロードバンドですと、99.6%まで普及が進みましたから、あと地域の0.4%の方々だけを同じように恩恵が受けられるようにする仕組みは、十分可能と思っています。今後、皆さんと積極的に議論させていただいて、できるだけよい制度をつくっていきたくと思っています。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは続きまして、東海委員にお願いいたします。

○東海委員 青山学院大学の東海でございます。今日は第1回でございますので、おそらく事務局がもっと半分以上の時間をしゃべって説明いただいて、ゆっくり考えながら発言をすればと思っておりましたら、比較的簡略的にお話しいただいて、慌てふためいて、ほかの委員がお話しの間、少しいろいろ考えておりました。ただし、今日の課題というのは、日本再興戦略という、この省庁だけにかかわらない、例えば、ハードのインフラ、社会資本整備にも非常に深いかかわりがあるでしょうし、あるいは社会制度といましようか、医療、教育等々のシステムにも深いかかわりがあるでしょうし、ですから、日本全体が考えていかなければならないテーマの中の1つだと思っておりますけれども、その中でやはり情報通信というのは、ハードのインフラに対しても、あるいは社会システムに対しても、先導的な、牽引的な役割を果たしていかなきゃならないという議論だろうと思うので、そういう意味では、非常にこういう議論が進展することは日本にとって大切であり、また、その成果をできるだけ迅速に対応していただくことが大切なことだろうと思っております。

私はこれまでお話しした先生方も、それから、これからお話しされる先生方とも少し違って、専門が会計とか、コストとか、そういう領域の者ですから、一言やはり、その分野に関係したことをお話をしなければならないと思っておりますが、それは料金の問題でございます。といっても、ユーザーの料金というのは、基本的には私は、マーケットに任せていくという姿勢が大切だろうと思っておりますけれども、こういった問題を議論する場合の料金というのは、やはり事業者間接続、アクセスの問題の料金論、これをしっかりと整理することが大切だろうと思っております。随分長いことそのあたりのことを勉強させていただいてまいりましたけれども、総括原価主義という言葉、ちょうど今日は3・11ですけれども、3年前のころから別な分野の、別な産業のところで総括原価主義をやっていたからこうなったんだよという批判がありまして、私たちは随分

早くからこれを取り上げて、やめる、違う形でやろうということで積極的に、前向きに取り組んだという意味においては、先行的な産業なのかなと思っております。

しかし、よく考えてみますと、事業法、原価主義でしょう。原価に基づいて料金というのは定められるということですから、見方を変えると、総括原価主義から思い切った脱皮ができていくかどうかはちょっとまだ検証しなきゃならないと思っております。減り行く固定電話が、LRICという非常に先端的で、緻密で、私は大変その役割を評価をしている立場の者ですけれども、適用されているにもかかわらず、例えば、その他のいろいろなサービスに対してはどうかというと、やはり将来原価方式とか、あるいは実績や実際原価とか、そういった形のもの、いずれもこれもコスト主義であるから、事業法の範囲の中でやっているということになるわけですが、そういった形で、サービスごとに使い分けてやっているコスト主義というものが、これからも2020年代という先の方を見据えたときに、果たして適切かどうかというと、このあたり、もう少し横串を刺して、1回議論をし直してみるというのが、こういう場の役割ではないかという感じがいたしております。

悪い見方をすれば、いわゆる総括原価の中の応用形態かなと批判されてもやむを得ないところもなきにしもあらずということで、一遍、全体を見渡した形での新しい形の料金論を考えてもよい。特に、いわゆる公正妥当とか、あるいは負担の公平とかだという形も大事なのですけれども、今回の場合には、政策妥当性という、大きな政策に対して、どういった料金体系といたしましょうか、料金論が適用されるべきかということを考えていかなければならないのではないかという気がいたしております。

特に、この情報通信、電気通信事業というのは、私の専門領域でいうところのキャパシティーコスト、俗に言うところの固定費ですけれども、というものが非常に大きな割合を占めているわけで、アクティビティーコストというのは、非常に具体的に捉えられるものは小さいものだろうと思うので。そうすると、このキャパシティーコストというのは、大きな岩のような、岩盤のようなものですから、これをいかに砕いて、切り刻んで、これはあなたのサービスに渡します、このサービスコストはこれだけだとやったところで、大きな岩盤の全体像は、結果的にはうまく整理されてきていないのかもしれないと思います。

そんな意味で、個別の議論は、電気通信事業部会あたりできちっとやってまいりますから、どうぞ情報政策の方はしっかりと大きなマクロの視点で料金体系を見直していた

だくと。そんなことを申し上げてお役目を終えたいと思います。失礼いたしました。

○山内主査　　どうもありがとうございました。総括原価主義というのは、私もちょっと関係していて、先生がおっしゃった他の分野は大変なことになると思います。

長田委員、お願いいたします。

○長田委員　　ありがとうございます。もう諸先生、ずっとご発言されていて、重なる部分が大きいですけれども、私の消費者として、ユーザーとしての意見を申し上げたいと思います。まず、この電気通信の料金を考えたときに、とにかく昨今、家計に占める通信費の割合が非常に高くなっているという指摘を多くのところから受けています。これは私自身も実感しています。今後、今までいろいろご意見が出ましたように、ICTの発展というのは、ほんとに非常に大きな人口減少期に入っております日本にとっては、必要不可欠なものだと思っておりますけど、それにしても、料金が高過ぎると考えています。これをどう解決していくかというのがこの委員会の大きな課題だと私は認識しています。

具体的に皆さんもご承知のことですけれども、今、新入学期に当たって、スマートフォンが新規契約とか、ナンバーポータビリティでのキャリアの移動の際に限って、学生・家族基本料が3年無料とか、非常に多額のキャッシュバックの広告がちまたで目についています。昨年、iPhoneのドコモもそろって3社の販売のときにも複数のオプション加入で大幅な値引きが提供されたりしていました。これは、消費者にとって一見お得と見えますけれども、結局は、我々契約者が負担して実現しているということになるわけで、今、高い料金を支払いつつ、かつ電気通信事業者さん、皆さんたちは高収益で、そういう多額のインセンティブを我々がずっと負担していくこの状態というのは、何とかしたいと思っております。

それから、ユニバーサルサービスのことになりますけれども、先ほどからご指摘がありますように、マイナンバー制でのマイ・ポータル、それから、それ以外にも医療におけるICTの利用など、どこに住んでいても同じような条件でブロードバンドを使えるというのが、これからは大きな役割になっていくと思っておりますので、いずれにしろ、ユニバーサルサービスの範囲の見直しは必須だと考えていますし、ご指摘のように、それが大きな負担にならないような仕組みの検討ということも重要だと考えています。

それから、もう一つ、今回の検討の中で、別のワーキングでの検討ということにはなるとは思いますけれども、私ども消費者団体が大きな期待を寄せているのが、消費者保護

ルールの改正ということになります。特定商取引法との横並びの規制に加えまして、電気通信分野の特性を考えた規制というか、ルールの導入というのも必須だと考えています。

それから、2020年のオリンピックに向けて、いろいろサービスの充実ということも議論されていくのだと思いますけれども、海外からのお客様にサービスを提供していくに当たり、基本的に大切になるだろうと思っているのが、プライバシー保護、パーソナルデータの保護のルールを極力国際的な平仄を合わせていくということだと思っています。現在、内閣官房で個人情報保護法の改正の準備も進んでいて、検討も行われていますけれども、そこと平仄を合わせながら、ぜひ国際的に恥ずかしくない基準をつけた上で利便性の確保を図っていくべきだと考えています。以上です。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、次は新美委員、お願いします。

○新美委員 ありがとうございます。私は、法律、あるいは法政策を専門としておりますので、その観点から発言をさせていただきます。法政策学の分野では、政策を立てるときには2つの柱があると言われております。1つが効率性と、もう一つが公平です。経済学の概念を導入して、法律の分野で言われているわけです。効率性というのは、言い換えれば自由競争をすることによって、資源をできるだけ効率的に活用するという考え方です。これに対して、効率性を追求しますと、不平等が出てくる、弱肉強食が出てくる。そこで、公平性をもう1つの柱にしなければいけないと言われていまる。両者はどちらかという、アンビバレントな関係になり得るということは指摘されております。

そういう観点から、我が国のIT関連業界を見ても、まず、本当に自由競争がなされているのかというのが基本的な疑問があります。自由競争というのはマーケットごとになされるわけですが、ICT産業では、レイヤーが多重になっており、それぞれでのプレイヤーも多様です。まさにマーケットそのものが複層化ないし網目状化しているということで、自由競争がどのマーケットにおいてなされているのかというのは必ずしも明確ではない。政策を考えるときには、そういったマーケットそのものをどう見るのかということをもう少し見ておく必要がある。

特に現在の非対象規制について見ますと、MNOだけを見た形での自由競争が取り上げられている。どうもそこばかりにウェイトを置かれているように思われる。現在では、さまざまな供給者側の多様なプレイヤーがいて、合従連衡を繰り返しているということになりますと、何をもって、どのマーケットで、どうやったら自由競争ができるか

は、必ずしも明確に定義され得ないのではないのか、そういうようなことを少し考えておきます。

また、自由競争という観点からいくと、消費者もエンド・ユーザとして重要なプレイヤーになるはずですが、消費者が本当に自由に交渉できる状況にあるのか、逆に言うならば、多様なサービスというのが現在提供されているのかという問題があります。もちろん消費者の交渉力は弱いわけですから、自由な交渉で価格交渉なり何なりはできるわけではありません。しかし、多様なサービスが提供できるようなシステムが用意され、消費者が選択する機会があるのかという点、どうもそういう状況にはないと思います。

また公平性という点を見てみますと、自由競争に任せきれないところは何か、そして、何が公平であるかということは、政策立案者がきちんと考えなければならぬところがあります。先ほど、ユニバーサルサービスでどこまでやるべきかという話がありましたけれども、それはまさに政策決定者が決めなければいけない問題です。これは最終的には立法者である国会議員がやらざるを得ない。それをどこまできちんとやるのかという問題は、十分見ておかなければいけないと思います。この効率性と公平性、どこでバランスを取るのか。その辺をしっかりと見きわめていく必要があるかと思えます。

もう1つ、大きな問題は、ICTの領域というのは、技術が日進月歩というか、1日たてば丸っきり違う技術が出てくる。そういった先が見えないもの、ないしは先が読めないものについて、どう政策を立てていくのかという問題があります。非常に難しい問題です。効率性の分野は放っておけばみんな自由競争しますから、効率性というのは比較的達成しやすいものといえます。自由にさえすれば最も効率性の良いものが勝ち残ることになりますから。問題は、公平性というのをどこで見ていくのか、が大きな課題になります。その辺が、政策を立てる際には、大きな課題になってくると思えます。特に公平性を考えるときには、自由競争の世界で、情報収集・分析力ないし交渉力など、競争力を十分に持たないものに、どこまで配慮していくのかが大きな課題だろうと思えます。そうした、競争力において対等に渡り合えない者について、どのようにして情報を集めていくのか。それを分析し、その結果を政策決定でどう生かしていくのかです。

今回、3つの検討事項が7ページに挙げられていますが、その1、2は、どちらかという点、効率性を達成するために何をすべきかという問題に属すると思えます。これに対して、3というのは、公平性というのをどのようにして確保するのかという問題に

大きく関わってくるだろうと思います。両者は、必ずしも、きれいに区分し切れるわけではありませんけれども、発言してきたような点に留意して、この委員会での議論に参加していきたいと思っております。

以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。それでは、続きまして、平野委員にお願いいたします。

○平野委員　　主婦連合会社会部の平野と申します。実は、私もここに来て、専門委員と言われても、私はどの分野でも専門ではなくて、ちょっと不安の中におりました。私たち主婦連合会は昭和23年に設立されてからずっと消費者の権利の確立と暮らしやすい社会を目指すという運動を続けております。専門的なことがわからないエンドユーザーである私が、この委員会の中で納得できるようなことが決められるなら、ほとんどの消費者の方にも理解していただけるようなものができるのではないかと、思って参加しております。

この検討事案についてですが、専門家ではないので、事項案の1、2に関しては、専門の先生たちにお任せして、私が特に関わるとしたら、事項案の3の(2)のところの安心とか、安全とか、そういうところなんではないかと考えながら、今ここに座っています。私にも子供がおりますが、最新の機器を欲しがると同様に、それぞれ、私が使っている昔からのガラケーではなく、最新の携帯を持っております。契約時、子供でしたので、親も一緒に行き説明を受けてもさっぱりわからない。売り手側は、大変巧みにスピーディーに、こちらが口を挟む間もなく、内容もアルファベットの略語が多くて、ほとんど理解できないうちに、「あ、便利なのかな」という妄想にとらわれてしまいました。「えーっ」という間に契約をしてしまったという経験があります。また、色々な景品がついてきて、頭の中ではおまけよりその分安くしてよ、安い設定にしてよと思いながらも、でももしかしたらお得かなと思って契約してしまった経験もあります。今新入学期で、学校に入ったからお祝い新しい機種を買ってあげようとか、ねだられるままに買っている方も、この中にもいらっしゃるのではないかと思います。売り場ではユーザー目線で分かり易い言葉で説明してほしいです。

主婦連合会社会部の中での関心事は、各社の個人情報の保護に関することです。とても気になっております。各社の姿勢とか、現状はどうなっているのだろうか。情報の扱い、位置情報やその他諸々のビッグデータの取扱いの安全性についてとても不安に思っ

ております。明確な説明をお願いしたいです。

それから、私は思春期の子供を持つ親のための講座を、33回ほど開催したことがあります。そのときに子供を守るという事で、携帯電話、インターネットの現状を知り、子供がどんなところで狙われているか専門家を3回ほど招いて聞きました。フィルタリングに関しては「何ですか、それは」というような反応で、講座が終わったときに「そういうものがあるんですね」、「フィルタリングをかけてみます」という感想がありました。これは3年ぐらい前の話ですが、ほとんど何も知らなかったという方もおりました。今、ネットでいろいろな個人情報を取られているということや、子供に携帯を買う時に良く説明をして与えましょうというパンフレットも出てますが、それを理解できていない親御さんもいます。そのほとんどが思春期以上のお子さんを持つ親御さん世代ではないかと思います。親への教育、啓蒙活動は、既にPTAの活動を通してとか、地域でもやってるところもありますが、徹底はしておりません。親への啓蒙活動も小規模単位できちっとやっていく必要があるかと思います。

また、私は外国から日本に来た人たちへ日本語と日本での生活の仕方、文化などをボランティアで教えていた時期が4、5年あります。日本での生活者としての彼女たち、彼らは特に日本に来て間もない頃、日本語はもちろん、全く英語もしゃべれない母国語しかしゃべれないという方もいらっしゃいました。その方たちが、災害のときに大変困るということで、日本には地震だけでなく、水害もあるということを説明したり、災害体験学習のできる施設に見学に行くというツアーを組んだりしました。今は少しですが多言語の外国語のパンフレットもできてるようです。が、英語や中国語や韓国語など日本にたくさん居住している方の多い国の言語のパンフレットは手に入りやすく他の国の言語のパンフレットは手に入り難いようです。中でも私が一番困った方は、シリアから来た女性の方——ご主人と一緒に日本に来たのですが、彼女は自分の母国語しか知らなくて、取っかかりをつくるという事さえできませんでした。生活者として居る外国人も弱者です。その方たちの安全を守るという事も一緒に考えていきたいと思っております。

私からは以上です。これからは、もっともっと皆さんのためになるように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、続いて、舟田委員にお願いいたします。

○舟田委員 この検討事項は、いろんなことが書いてあって、これらは全て難しい問題

ですけれども、政策としてやはり基本は競争政策であろうと思っております。諮問の中にも、料金低廉化、サービス多様化のための競争政策の見直しということが書かれておりますし、今までご発言なされた方の中にも競争が新しいものを生み出すような競争とか、あるいは市場を超えた競争となるべきだ、そういうようなご提言があったと思えます。

ここでは、携帯産業を中心にお話いたしますが、そこでは3グループの競い合いが表面的には激しく行われているわけです。しかし、今問われているのは、競争の質ではないかと思われます。移動サービスは3社で市場の大部分を占めますから、いわゆる高度寡占産業であります。寡占であっても、新規参入が容易であれば競争が働くということですが、電波の割当制の問題とか、膨大な設備投資がある。それから、国際競争もなかなか有効に働かないということで、参入・退出が容易でない。そういう意味で、寡占産業はいわば、こういう競争的な寡占ではなくて、協調的な寡占になるおそれが強い、もともとそういうものだということです。協調的寡占市場で、寡占大企業間が仲よく横並びで競争するということを指しています。協調的寡占の特色というのは、普通は技術革新等の、いわば革新的契機がだんだん薄れる、産業全体が停滞的となると言われているわけですが、これは明らかに、現在の携帯産業には当てはまらないと思えます。

しかし、エンドユーザーに対する料金を見ますと、横並びとなって、身を切る競争でというよりは、むしろ割引等でユーザーの目を引くための競争に陥っているのではないかという気がいたします。これは、皆さんよくご存じですが、携帯3社の競争は、一方では新規参入者、特にMNP転入による契約者の獲得のための競い合いというのが激しく行われていて、他方で、既存の契約者に対する価格サービスについては、どうも協調的寡占の色彩が強いのではないかと。そういう2つの異なる性格を、1つの携帯産業が持っているのではないかと。そういう意味で、そのような、特に契約者にスポットを当てたような競争というものはいかがであろうかということになります。

今日は誰も言わなかったので、私から言いますけれども、この委員会のテーマの1つとして、禁止行為規制をどうするか。報道では、フレッツとドコモの結合割引を認めるかということがテーマになる、そういう報道もあるわけですが、仮にこれを解禁して、FTTHと携帯、両方の産業について、また割引のメニューが増えるだけなのか

とすると、何かこの問題、大事な問題ですけれども、どうもこの問題を検討する意欲がやや萎えるといいますか、そういう気もするわけです。こういう割引等が多様化、あるいは複雑化するということの背景には、ご承知のとおり、販売奨励金の肥大化というものがあるわけです。携帯の販売代理店というのは、2次、3次、4次、もっとあるのかよく知りませんが、非常に複雑な形になっているようで、その中でそういう膨大な販売奨励金がどうやって流通しているのか、そういうことでいいのかというのは、ちょっと感覚的には心配なところですが、今日は頭出しですので、問題意識として心配だとか、いいのかなど思っているということでもあります。同時に、消費者の利益という点からも同じで、一方で携帯をきよろきよろ比べて、すぐ変えようか変えようか、私も実は比較的飛びつきたい方で、どの、今ごろどこ行けば、一番たくさんキャッシュバックをもらえるか考える方ですけれども、そういうことが果たして消費者の利益になるのかどうか、やはり考えてみたいと思ってます。

最後に、今日の参考資料1の6の14ページ、15ページあたりに、主要電気通信事業者の財務状況。これについては、特に16ページの営業利益の表などを見ますと、キャリアがずっと上位に並んでおります。これについては、昨年からこういうことでいいのかという話が出ているわけです。他方、キャリアの側から見れば、設備投資が非常に多大であるとか、実質的にはサービスに見合うより以上に料金が下がっている、そういう点で、パフォーマンスは良好であるということもお聞きしています。この辺も、今後検討しなければならぬんですけれども、ただ競争の一般原理からいえば、本来、産業間でこれほどの利益率に差があった場合は、高い利益率のところへ参入が起きるとというのが当然なわけですが、この携帯産業ではそういう参入が実際上、不可能だと。そういうところで、ある程度長期間、こういう状況が続くというのは、我が国産業といえますか、いいのかどうかも含めて、今後考えていったらいいのかと思います。

以上です。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、最後になってしまいました。

三友委員にお願いいたします。

○三友委員 早稲田大学の三友でございます。非常に重要なテーマが幾つもあるんですけども、今日は競争政策とユニバに関してのみお話をさせていただきたいと思っております。競争政策に関しては、これまで固定系と、それからモバイルと別な形での競争促進政策が行われてきまして、固定系の場合には、基本的にはサービスベースでの競争。それに、

独占的な事業者のネットワークを開放して、その上でアンバンドリング等で競争を促進してきたわけであります。これは初期のブロードバンドの普及においては、非常に大きな貢献をしたわけですが、今、光の時代になりまして、その後にNGN等のサービスもありますけれども、そのアンバンドリングを含めたサービスベースドのコンペティション、競争の政策が引き続き継続されているわけです。しかし、それがあまり正直言って機能してないところもあると思うんです。

片や、モバイルの方は、これはファシリティベースドの競争でありまして、それぞれの事業者が設備を持って、それでお互いに競争する。そういう中で、競争を促進するためには、1つは事業規模に差がないような形に持っていくというのも1つでしょうし、もう1つは、事業者の設備を利用して競争的なサービスを提供するMVNOのようなものを導入するというのが常套手段だと思います。ですが、今の時代はこれらを別々に議論するのではなくて、むしろやはり総合的に考察しなきゃいけないくて、モバイルだけ、固定だけという考察ではなくて、これらを合体して、総合的な考察が必要になってくるんだらうと思います。そういう意味ではサービスベースドの競争とファシリティベースド競争の最適なミックスというんでしょうか、そういったものも考えなければいけない。

どういう形がいいのかというのは、これはいろいろ議論があると思いますけれども、やはり考慮しなきゃいけないのは、やっぱりユーザーの利便であるとか、料金であるとか、安心、安全といったことであろうと思います。競争政策、これは市場に対しての競争政策の導入になるわけですが、供給者側だけじゃなくて、片やユーザーがおるわけです。ユーザーサイドから競争促進を図るということも可能ではないわけです。そのための1つの方法というのは、ユーザーのモビリティ、事業者間の移動を促進するような方向、事業者による囲い込みの垣根を下げるような、そういった促進政策というものも考えられる。ただし、1つ非常に重要な問題は、こういうときに人間は、なるべく安いところを探して移動するというのが前提になるんですけど、実際の我々の行動というのは、非常に非合理的でありまして、めんどくさいとか、実際に自分が月々幾ら使っているかというのを確認しないことが多いで、その辺のことを考えないと、なかなか効果がないかもしれません。そういう意味では、移動するインセンティブをいかに与えるか。多くの人移動すれば、今あるようなキャッシュバックの問題というのもなくなくなってくると思うんです。少なくとも、大勢が動くときにキャッシュバックなんていうのは、もう関係なくなってくるわけでありますから、私はそういうふうにも考えており

ます。

もう1つ、ユニバですけれども、ユニバは単純にユニバーサルサービスだけを考えないで、やはり地域の通信をどう維持するかという視点で考えていかなきゃいけないんだろうと思います。この会議のタイトルも2020という数字がありますけれども、どうしても東京オリンピック・パラリンピック2020年に焦点が行きがちなので、そうすると、どうしても東京に目が向きがちなんです。これは、やはり地域のネットワークをどういうふうに維持するか、あるいは東京の感動を地域の人たちと分かち合うためにはどうしたらいいかということ、情報通信の観点からやっぱりちゃんと考えていかないといけない。

おそらく、ユニバという視点でいうと、現行の枠組みというのはもうこれは限界に来てるんだろうと思います。今後、どういう技術がユニバ、あるいはどういうサービスがユニバとして使われるのか、あるいはユニバ以外の別の枠組みかもしれないですけども、制度そのものが必要であるかどうかということから考えていかなきゃいけないだろうなと思います。

つい最近、つい最近って3年前ですけれども、地デジがスタートして、アナログが停波してますね。これ、非常にある意味ではいい先例になると思うんですけども、実際に2011年の7月24日にアナログが停波して、まだ実は対策が続いているわけです。難視聴域の解消というのはいかないわけです。数百億のお金をかけて、相当のマンパワーをかけてやってるんですけども、一応、恒久対策が終了するのは2015年の3月末と言われてます。このことから言えるのは、1つの技術を別の、もう1つの技術で置き換えていくというのは、非常に時間とコストがかかるということだと思うんです。したがって、ユニバにかわるもの、あるいはユニバを継続するにしても、技術的な中立性みたいなものを考えていかないと。すなわち、さまざまな技術でそれが提供できるようにしていかないと、なかなか新しい枠組みには移行できないという問題があると思うんです。地域においては、これだけではなくて、例えばIRU等で整備したブロードバンドをどう維持していくかという問題。それから、2.5ギガヘルツの地域BWAバンドをどう活用していくかという問題もあるわけでありまして、そういった問題。それから、国民が今、番号単位で均等に負担しているというモデルの限界もあるわけです。そういう、さまざまな考慮すべき内容と、それから問題点を解決するような新しい枠組みというものが必要になってくるのではないかと思います。

以上です。

○山内主査　　ありがとうございました。これで皆さん、一渡り、ご発言いただいたわけでありませけれども、時間の方がまだ少し残っておりますので、今までの発言では言い足りないこと、あるいはそうは言うけど違うんじゃないかという、こういう意見がありましたら、追加的にご発言願いたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。どうぞ。

○三友委員　　ちょっと言い忘れたことがあります、国内の競争を高めるということと、国際競争力を高めるということが、イコールにならないケースが多いとも思うんです。イコールになるケースもあると思うんです。だから、国内の競争を高めることが、国内で勝利するような事業者が、国際的にも競争力が高められるという考えもありますし、国内で疲弊して、海外に出て行く余力がないという考えもあるので、国内の競争を促進するということと、国際競争力を高めるということと、どっちに軸足を置くのかとか、両立するのかとか、やっぱりそういう考察も必要じゃないかと思います。ちょっと言い忘れたことでした。

○山内主査　　ありがとうございます。そのほかいかがですか。

○相田主査代理　　今の三友委員にご質問させていただいてよろしいでしょうか。

○山内主査　　はい。

○相田主査代理　　1番号あたり、今ですと3円という負担の方式が、やはり限界を迎えている。何となくわかるような気もするんですけど、ちょっとそこら辺、どういう点が一番問題とお考えなのか、そこら辺を教えていただければと。

○三友委員　　むしろ、消費者団体の方にお聞きした方がよろしいんじゃないかと思うんですけど、その辺の問題が非常にあって、やはり負担、要するに、その分というのは、全て現在利用者にトランスファーされているわけです。それを皆さんが負担しているわけですが、当初7円からスタートして、それが10円になろうとしたときに、ものすごくやっぱりそれに対する抵抗感があったわけです。今、3円に下がってますけれども、これに新しい仕組みを入れて、例えばアメリカのような厚いユニバーサルサービスをやるとすると、ものすごい額の負担が起こるわけです。だから、単純に利用者にトランスファーするような負担の在り方というのは、やっぱり難しい、現状の枠組みといえますか、現状のレベルを超えてやることは難しいんじゃないかという、そういう意味でございます。

○山内主査 ありがとうございます。そのほかいかがでございましょう。ほかにあれですか。特にご発言よろしいですか。わかりました。そうしたら、いろいろ今日ご意見出されて、私の感覚からすると、ものすごく幅広い意見をお出しいただいたと思ってまして、おそらく、この小委委員会で全部を扱うのは、とてもなかなか難しいかなと思ってます。さっき、舟田先生がおっしゃってたのかな、やはり競争の話というのが中心でありまして、それから広がって、負担感の話もあれば、さっきの情報、消費者にわかりにくんじゃないかという話とか、あるいはゼロサムの競争になっているんじゃないかとか、いろんなことが広がって、そういうところが1つ大きなポイントかなと思っております。

それから、やはり相田先生がおっしゃってたように、安心・安全の災害の問題というのは非常に重要でございまして、特にグローバル化していく中で、それをどういうふうに担保していくのかという、そういった点もございまして。それを敷衍していくと、今の議論になりましたけれども、ユニバーサルサービスをこれからどう維持していくのか、あるいはどういう内容にしていくのかと、こういう話につながっていくのかなと思っております。おそらく、これ事務局の方でまたいろいろ整理していただく必要もあると思いますし、またこれから少しいろんな各界の、各層の方からインプットといいますか、ヒアリングをして、いろいろ情報をいただくということになると思いますので、そういう中で少し問題を絞っていきたいと思っております。

それでは、議論の方はこれぐらいにしまして、続きまして事務局から今後の予定についてご説明をお願いしたいと思います。

○石谷事業政策課課長補佐 今後のスケジュールでございまして。お手元の資料1-7を御覧ください。こちらの基本政策委員会は、総会、特別部会の下に設けられているものでございまして、委員会では本年11月ごろの取りまとめを目指して制度的な論点を中心に審議をいただき、適宜、特別部会に報告を行っていただきたいと思いますと考えております。

今回は3月27日、木曜日の14時からの開催を予定しております。また、4月には、集中的に関係者からのヒアリングを実施予定でございまして。日程、ヒアリング対象につきましては、資料2枚目を御覧いただけますでしょうか。集中審議ということで、4月に3回に分けて多様な関係事業者、団体等に対して、公開でヒアリングを実施してまいりたいと考えております。

3月の委員会、また集中ヒアリングともに、会場等の詳細については、後日ご案内さ

せていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○山内主査　　どうもありがとうございました。ということで、かなり、密に議論をすることになる。今、御覧いただいたとおり、4月は週1回やる、それも3週にわたってやると、こういうことでございますので、皆さんお忙しいところ、大変恐縮ですけど、ご出席方よろしく願いしたいと思います。

それで、今言いました、ヒアリングなんですけれども、ヒアリングの対象、一応資料の記載のもの等ということで挙げていただいておりますけれども、これ、具体的にどうするかについては、私の方でさらに検討させていただいて、事務局でセットした上で進めていきたいと思っておりますけれども、一応、お任せいただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○山内主査　　ありがとうございます。それから、ヒアリング項目なんですけれども、どういうことを聞いてみたいかということについては、これは27日の議論なんかでもできますけれども、お気づきの点、ご意見ありましたら、積極的に事務局にご連絡をいただければと思っております。

さて、実はご承知のとおり、今日は3月11日でありまして、3年前の3月この日に東日本大震災がありました。ちょうど3年ということになります。最後になってしまいましたけれども、改めまして、犠牲となられました方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々、そしていまだに避難生活を送られている方が非常に多くいらっしゃいますけれども、お見舞い申し上げたいと思います。

今回の私どもの議論も強靱なネットワークということを念頭に置きまして、先ほど相田先生からも安心・安全の災害時の問題ありましたけれども、これに少しでも寄与するような議論ができればと思っております。

閉　　会

○山内主査　　それでは、本日の議論はこれで閉会をさせていただきます。熱心な議論、どうもありがとうございました。

